

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第101号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年11月7日 03時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港北防波堤灯台から真方位127° 1,400m付近 (概位 北緯38° 55.36′ 東経139° 48.96′)
事故等調査の経過	平成26年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第12とみせ丸、2.9トン
船舶番号、船舶所有者等	211-18155山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	推進器に曲損等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、酒田港沖での釣りを終え、酒田港内の新井田川にある係留場所に向けて航行していた。 船長は、酒田港の北防波堤と南防波堤の間を通過した後、釣り竿の片付けを行いながら南東進していたところ、平成26年11月7日03時30分ごろ推進器付近に衝撃を感じた。 本船は、針路を変更しようとしたものの、風に圧流され、南防波堤付近の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約9m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	本事故発生場所付近には、ケーソン置場があり、船長は、推進器付近に衝撃を受けた際、コンクリートのようなものに当たったのではないかと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、酒田港を南東進中、船長が釣り竿の片付けを行っていたことから、浅所に接近していることに気付かず、南防波堤付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、酒田港を南東進中、船長が釣り竿の片付けを行っていたため、浅所に接近していることに気付かず、南防波堤付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、操船及び見張りに専念すること。</li></ul>
-----------	---